

別表第3（第10条関係）

貸付けの条件	検査等の区分	関係書類
<p>1 機器等が船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条第3項の検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の3第1項の検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。</p>	<p>1 機器等が検査を受け、これに合格したものである場合</p> <p>2 検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合</p>	<p>船舶安全法第9条第3項に規定する合格証明書</p> <p>船舶安全法施行規則第65条の3第4項の検査結果通知書</p>
<p>2 船舶安全法第5条第1項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。</p>	<p>1 定期検査を受け、これに合格した場合</p> <p>2 中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合</p>	<p>船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書又は船舶安全法施行規則第46条の船舶検査手帳</p> <p>船舶安全法施行規則第46条の船舶検査手帳</p>
<p>3 機器等が船舶安全法第6条の4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。</p>	<p>機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合</p>	<p>船舶安全法第9条第4項の検定合格証明書</p>